



2019年（令和元年）7月22日

逗子市長 桐ヶ谷 覚様

逗子文化プラザ市民交流センター
指定管理者候補選定委員会
委員長 志村直愛

逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補の選定について（答申）

平成31年4月26日付け、諮問第7号により諮問のありました標記の件について、当逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、申請団体から提出された書類の審査及び公開ヒアリング（プレゼンテーション）を実施した結果、次のとおり答申いたします。

記

1 選定結果

逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補を次のとおり選定する。

最優先交渉権者

申請者名	逗子文化プラザ市民交流センターコンソーシアム
代表構成員の名称	株式会社パブリックサービス
代表者の氏名	代表取締役 稲垣 正
代表構成員の所在地	逗子市池子4丁目948番地

2 総評

逗子文化プラザ市民交流センターは、これまで生涯学習や市民の自主的な活動の場として幅広く使用されてきた。逗子市文化プラザ市民交流センター第2期指定管理者を選定するにあたり、逗子文化プラザ市民交流センター条例第8条の規定に基づき、現在の事業・運営の方針を継続するとともに、今まで以上に市民感覚に依拠した施設運営を実現していくことを目的に、指定管理を担うことができる団体を幅広く公募することとした。

今回の公募には、1者から指定申請書及び提案書の提出があった。申請者には、第1期指定管理者である団体が含まれており、これまでに蓄積した経験と知識を活かした具体的な提案があるものと期待された。

第2期指定管理にあたり、特に今回期待した点は次の3項目である。1点目は、逗子市及び逗子市民の特性と課題について、逗子市の人口動態など市の実態を捉え、利用者の特性を理解したうえで、業務の理念が示されていることである。2点目は、管理業務の基本方針と執行体制について、利用者主体の体制であり、多様な利用者のニーズに対応できる提案がされることである。3点目は、既存の業務を超えた新しい提案がどのくらい提示できるかである。これらの項目を含め8つの大項目、18の課題項目を提案課題として設定し、書類審査及び公開ヒアリングを行った。

上記に示した提案課題に対する提案内容の審議を経て、評価の合計点が満点600点中487点と、8割を超えたため、申請者である逗子文化プラザ市民交流センターコンソーシアムを最優先交渉権者とすることに委員全員が一致した。これは、これまでの指定管理の実績に加え、実行可能性の高い安定感のある提案が評価された結果である。

共同事業体代表者である株式会社パブリックサービスが、現指定管理者としてこれまでの業務を行ってきた実績として、市民の状況を的確に把握している点を高く評価するとともに、今後は、市民交流センターを利用したことがない市民のニーズを調査し、施設の魅力を発信しながら、利用者の裾野をさらに広げてほしい。

また、市民活動と生涯学習の一体的な拠点であり、逗子文化プラザという複合公共施設の一部であるという特徴を活かし、市民の視点を大切にしながら、市民が使いやすい環境をさらに整備し、逗子文化プラザ全体として一体感のある施設に今後発展させることに期待したい。

3 選定経過及び選定理由

(1) 申請状況

申請者名	備考
逗子文化プラザ市民交流センターコンソーシアム	2団体によるグループ応募

(2) 1次審査：書類審査

令和元年7月8日（月）に、申請のあった1者の提案書について、あらかじめ設定した評価項目及び配点に従って採点を行った結果、募集要項に規定された基準点に達したため、公開ヒアリングの対象と決定した。

申請者名	採点 600点満点	審査結果
逗子文化プラザ市民交流センター・コンソーシアム	496点	公開ヒアリング対象

(3) 2次審査：公開ヒアリング（プレゼンテーション）

令和元年7月22日（月）に、申請のあった1者による提案説明（15分）の後、委員からの質疑応答（30分）を実施し、総合的評価を行った。

申請者名	採点 600点満点	審査結果
逗子文化プラザ市民交流センター・コンソーシアム	487点	最優先交渉権者

(4) 採点結果

項目	配点		書類審査集計		最終審査集計		基準点	
	大項目	小項目	大項目	小項目	大項目	小項目	大項目	小項目
1 業務にあたっての基本理念 逗子市及び逗子市民の特性と課題について	100		80		80		70	
		100		80		80		60
2 管理業務の基本 (1) 管理業務の基本方針と執行体制について (2) 危機管理体制に関する基本方針について (3) 収益事業に対する企画について (4) コンプライアンス、個人情報保護について (5) 経営的視点と経費削減等の方策について (6) 収支予算書	180		143		141		126	
		60		46		46		36
		20		16		15		12
		20		16		17		12
		20		16		17		12
		20		15		14		12
		40		34		32		24
3 施設の運営に関する業務 (1) 運営業務に関する基本方針について (2) 受付・利用案内スタッフの研修、教育方針について (3) 利用者へのサービスの向上等への取り組みについて	80		70		68		56	
		40		34		34		24
		20		18		18		12
		20		18		16		12
4 市民活動および生涯学習支援に関する業務 (1) 市民活動支援及び生涯学習活動支援に関する業務に対する基本方針について (2) 市民活動支援に関する事業(市民活動のスマート講座等)企画例 (3) 市民活動及び生涯学習に関する情報の収集及び提供に関する業務の企画について	100		86		80		70	
		20		18		18		12
		40		32		30		24
		40		36		32		24
5 施設及び設備の維持管理業務 (1) 維持管理に関する基本方針について (2) 設備管理業務と清掃業務等の改善提案について	40		33		34		28	
		20		17		17		12
		20		16		17		12
6 目標設定と自己評価 目標設定、自己評価について	40		36		36		28	
		40		36		36		24
7 市民協働について 市民協働に関する基本方針について	20		18		18		14	
		20		18		18		12
8 自由提案	40	40	30	30	30	30	28	24
合 計	600	600	496	496	487	487	420	

※得点は、(整数)を最小単位とする。

※総得点(全委員の合計点)が配点の7割に満たない場合、または1から8の評価項目については、各評価項目における委員の得点合計が、配点の6割に満たない場合は落選とします。

4 講評

逗子文化プラザ市民交流センターコンソーシアムは、現指定管理者である株式会社パブリックサービスと新たに屋内地下プールを主に担当する株式会社ワコーインターナショナルとの共同事業体であるが、第1期指定管理期間に蓄積した経験と知識を活かした提案が多く示され、実行性の高い提案書であった。

公開ヒアリングにおいては、館長をはじめ、共同事業体である株式会社ワコーインターナショナルの現場責任者など管理運営に実際に携わる主要な役職者が出席し、それぞれの立場から提案内容に対する説明がなされ、第2期指定管理に向けて直ちに調整に入れる計画と体制を整えている様子がうかがえた。

特に評価すべき点は次のとおりである。

(管理業務の基本方針と執行体制について)

○株式会社パブリックサービスについては、本社の事業部と館長をはじめとする現場のスタッフとの連携が密に取れていることが、公開ヒアリングの質疑応答の中から感じ取ることができた。また、これまでの指定管理を担ってきた経験豊富な館長や副館長等が、第1期から継続して配置されることについても、大きな安心感をもった。さらに、株式会社ワコーインターナショナルとのコンソーシアムという新たな体制を組むことで、自主事業を始めとするプールの新たな管理運営についても大きな期待が持てる。

○第1期指定管理者が導入してきたコンシェルジュ制度を踏襲し、市が示した指定管理料の範囲内において常勤職員として今後5年間配置するという提案は、コンシェルジュを継続的に雇用することで経験を多く蓄積することができるため、素晴らしい内容である。今後、収支計画の中で理想と現実の差が生じることもあると思うが、無理せずしっかりと取り組んでもらいたい。

(受付・利用案内スタッフの研修、教育方針について)

○受付・利用案内スタッフの研修、教育方針の中で、シニアコンシェルジュ制度の継続については、市民側の立場に立って用意された制度でよく機能しており、人材も育成されているので、引き続きこの制度を発展させてほしい。

(施設及び設備の維持管理業務)

○逗子文化プラザという複合公共施設の一部であることから、施設管理は逗子小学校や文化プラザホールなどと複雑に分かれているが、他の施設管理者と連携を図りながら、利用者の視点を大切にし、施設の切れ目を感じさせず、施設をスムーズに利用できるような姿勢であることを高く評価する。

(目標設定と自己評価)

○目標値を定量的に示したうえで、第三者による評価を設定することは、客観的かつ透明性の高い取り組みである。今後の目標の達成に期待したい。

(市民協働について)

○「市民協働」をテーマとする項目は、切り口の設定の仕方により、提案の方向性が大きく変わった課題であったが、「市民による市民のための市民協働をサポートする」という基本方針が示されたことで、今後の方向性を理解することができた。行政が課題解決のために協働を推進する中で、市民により近い立場である中間支援組織としての指定管理者は大変重要な役割である。市民と行政の橋渡しをし、互いの協働関係をさらに育む一助となる提案がなされたことを高く評価する。

(自由提案)

○会議室等利用料金の支払方法の多様化について提案されているが、現行の運用では会議室等の予約やキャンセルの際に足を運ばなければならず、今後キャッシュレス化が進むことで利用者の利便性が非常に高まるため、この提案を高く評価する。

これらの結果、評価の合計点が、満点 600 点中 487 点と 8 割を超えた。以上のことから、逗子文化プラザ市民交流センターを適切かつ確実に管理できる指定管理者候補と判断し、委員全員一致で最優先交渉権者とした。

なお、以下の点については、本市の課題を見据えてさらに充実した施設運営を進める上で重要な課題として選定委員会において議論された点であることから、特に留意し業務を行うことを望みたい。

(危機管理体制に関する基本方針について)

○危機管理体制に関しては、普段からの防災訓練の実施や、マニュアルの作成など十分に体制が整っているが、施設が自主避難所として指定されていることや、避難所である逗子小学校体育館の下に施設が位置していること等を考慮し、今後起こり得るあらゆる災害を想定し、行政と意見交換をするなどし、市の危機管理体制との整合性も図るとともに市民を巻き込んだ訓練や講習などをさらに実施していく必要がある。

また、熊本地震における災害時の指定管理者の緊急対処の研究報告などもまとめられているので、事例研究を行いながら行政と共に、具体的な対策を検討してほしい。

(経営的視点と経費削減等の方策について)

○第 1 期指定管理では単独の指定管理者による業務であるが、今後は共同事業体としての業務になるので、責任の所在を明確にするためにも、事前に両者で十分協議し、業務分担に関する規則の策定や、リスク分担表の作成など新体制での運営準備を万全に行ってほしい。

(運営業務に関する基本方針について)

○逗子文化プラザホールと一体となってフェスティバルパークを活用し、市民の憩いの場となるよう工夫することにより、さらに身近な施設として、市民に浸透すると考えられる。逗子文化プラザホールの指定管理者からも提案されているので、協力して実施してほしい。

(自由提案)

○自由提案では、これまでの課題を改善するための具体的で現実的な提案も大変重要であるが、指定管理者ならではの利点を活かし、市民の夢を広げ、理想をかたちにするような大胆な提案も同時に期待していた。今後、他の公共施設の手本となり、市全体を牽引するような提案を行政へ行うなどチャレンジ精神をもって取り組んでほしい。

5 募集及び選定委員会の開催状況等

月日	内容
4月26日	選定委員会（第1回） ・ 諮問 ・ 選定に係る要綱等について検討
5月13日	募集告示及び募集要項配布開始（市ホームページ公開）
5月13日～5月24日	募集要項等に関する質疑受付
6月5日	募集要項等に関する質疑回答
6月6日～6月21日	指定申請書及び提案書等受付期間
7月8日	選定委員会（第2回） ・ 提出された提案書類等を踏まえた審査及び採点
7月9日	書類審査結果連絡
7月22日	選定委員会（第3回） ・ 公開プレゼンテーション（ヒアリング） ・ 公開プレゼンテーション（ヒアリング）を踏まえた審査及び採点 ・ 指定管理者候補の適否の決定 ・ 答申案の検討

6 選定委員

役職	氏名	選出団体、職名等	区分
委員長	志村 直愛	東北芸術工科大学デザイン工学部建築・環境デザイン学科教授	市民活動、生涯学習又は市民のスポーツ活動等について識見を有する者
副委員長	高橋 亮	三浦市民交流センター館長	施設の管理運営について識見を有する者
	長坂 祐司	長坂 祐司税理士事務所所長	財務または法務について識見を有する者
	深澤 忠房	ずし 60' s	利用者又は利用団体の推薦する者

(以 上)